

決済日等を条件とする債務引受けに係る対象外期間の撤廃に伴う
国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の一部改正について

株式会社日本証券クリアリング機構

I. 改正趣旨

当社の国債店頭取引清算業務において、清算機関利用前の取引について清算機関利用への円滑な移行に資するため、「決済日等を条件とする債務の引受け」の申込みを行うことができる制度を設けている。当該制度の利便性向上を図るため、債務引受けの対象外とする期間を撤廃し、別紙のとおり国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の一部改正を行う。

II. 改正概要

1. 対象外期間の撤廃

- ・ 決済日等を条件とする債務引受けに係る対象外期間を撤廃する。

2. その他

- ・ その他、所要の改正を行う。

(備 考)

- ・ 国債店頭取引清算業務に関する業務方法書第45条第2項

III. 施行日

2018年10月5日から施行する。

以 上

国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(決済日等を条件とする債務の引受けの申込み) 第42条 (略)</p> <p>2 清算参加者は、前項に規定する債務の引受けの申込みをしようとするときは、当社の定めるところにより、次の各号に掲げる事項をあらかじめ届け出るものとする。この場合において、前項に規定する債務の引受けの申込みを行うことができる期間は、第3号に掲げる債務引受申込開始日の前日の午後6時30分(第40条第3項ただし書の規定により申込みを行う時間が変更された場合は当該変更後の<u>時間の開始時刻</u>)から第2号に掲げる債務引受基準日の前日の午後6時30分(第40条第3項ただし書の規定により申込みを行う時間が変更された場合は当該変更後の<u>時間の最終時刻</u>)までとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> | <p>(決済日等を条件とする債務の引受けの申込み) 第42条 (略)</p> <p>2 清算参加者は、前項に規定する債務の引受けの申込みをしようとするときは、当社の定めるところにより、次の各号に掲げる事項をあらかじめ届け出るものとする。この場合において、前項に規定する債務の引受けの申込みを行うことができる期間は、第3号に掲げる債務引受申込開始日の前日の午後6時30分まで(第40条第3項ただし書の規定により申込みを行う時間が変更された場合は当該変更後の<u>時間内</u>)から第2号に掲げる債務引受基準日の前日の午後6時30分まで(第40条第3項ただし書の規定により申込みを行う時間が変更された場合は当該変更後の時間)とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> |
| <p>(決済日等を条件とする債務の引受け) 第45条 (略) (削る)</p> | <p>(決済日等を条件とする債務の引受け) 第45条 (略)</p> <p><u>2 当社は、第42条第2項に規定する届出が行われたときは、債務引受基準日の属する月の初日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)から同項第3号に掲げる債務引受申込開始日の前日の午後6時30分まで(第40条第3項ただし書の規定により申込みを行う時間が変更された場合は当該変更後の時間内)に行われた同項第1号に規定する事項を内容として行われた債務の引受けの申込みについては、債務の引受けの対象外とする。</u></p> |

| | |
|--|---|
| <p><u>2</u> 前条第2項から第6項までの規定は、<u>前項</u>に規定する債務の引受けについて準用する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成30年10月5日から施行する。</p> | <p><u>3</u> 前条第2項から第6項までの規定は、<u>第1項</u>に規定する債務の引受けについて準用する。</p> |
|--|---|